

入札及び契約心得

航空自衛隊 築城基地
第8航空団基地業務群会計隊

目 次

第1条	目的	1
第2条	通則	1
第3条	資格	1
第4条	公告等	1
第5条	説明会	2
第6条	入札等	3
第7条	入札保証金	4
第8条	同等品申請	4
第9条	入札参加時の留意事項	4
第10条	入札の無効	5
第11条	開札及び落札	5
第12条	契約の締結	6
第13条	契約保証金	7
第14条	権利義務の譲渡等	7
第15条	契約物品の納入	7
第16条	納期猶予	7
第17条	契約解除	8
第18条	請求と支払	8
第19条	不当介入を受けた場合の措置	9
第20条	人権尊重のための取り組み	9
第21条	その他	9
別紙第1		10
別紙第2		12
別紙第3		15
別紙様式第1		16
別紙様式第2		18

(目的)

第1条 この入札及び契約心得は、航空自衛隊第8航空団契約担当官（以下「契約担当官」という。）が行う入札または見積合わせ等に参加しようとする者、契約を締結する者及び契約を締結した者（以下「相手方」という。）が知り、かつ、守らなければならない事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

(通則)

第2条 相手方は、入札、見積書の提出及び契約の締結、変更、解除に当たり、この入札及び契約心得を熟知し、その権利の履行使及び義務の履行にあたらなければならない。

(資格)

第3条 相手方となるためには、売買、賃貸借、請負その他の全契約（工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務に係るものを除く。以下「売買等」という。）については有効な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者、工事については防衛省整備計画局が発行する有効な資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合または契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

(公告等)

第4条 一般競争に付そうとする場合には、次に掲げる事項を記載した公告が入札日の前日から起算して、少なくとも10日前までに次項に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要するときまたは再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項等を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 保証金に関する事項

- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 契約書作成の有無
- (8) その他必要な事項

2 掲示場所

- (1) 第8航空団（築城基地）正門前掲示板
- (2) 行橋商工会議所
- (3) みやこ町商工会
- (4) 豊前商工会議所
- (5) 北九州商工会議所
- (6) 吉富町商工会
- (7) 上毛町商工会
- (8) 中津商工会議所
- (9) 築城基地ホームページ

3 指名競争入札に付し又は随意契約による場合は、第1項に掲げる事項（ただし 第2号を除く。）を入札通知書又は見積依頼書により相手方に直接通知する。

4 オープンカウンター方式について

- (1) オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。
- (2) オープンカウンター方式の実施方法等については、築城基地ホームページに掲載している「オープンカウンター方式実施要領」を確認すること。

（説明会）

第5条 説明会は、契約の目的に関し書面によることができない事項、誤解を生じやすい事項について明らかにし、将来の紛争を避けるために行うものである。ただし、原則として行わないものとし、特に必要と認める場合は公告等にて公表の後に行うものとする。